

令和2年度個別指導等における主な指摘事項（薬局）

I 基本的事項

- 1 保険調剤を行うにあたり、保険薬剤師は、健康保険法、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」等の関係法令並びに関係通知等に関する理解を深め適正な保険調剤に努めること。

II 調剤全般に関する事項

1 処方箋の取扱い

- (1) 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

- ① 用法の指示等の記載が不完全である。(外用薬)
- ② 用法の記載が不適切である。 (「医師の指示通り」の記載)
- ③ 用法の記載がない。(外用薬)

(2) 不備のある処方箋

- ① 次の不備のある処方箋を受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
ア 処方箋が修正されているにも関わらず、疑義照会を行っていない。

2 調剤済処方箋の取扱い

- (1) 調剤済処方箋について、次の事項の記載がない例が認められたので改めること。

- ① 実際に調剤にあたった保険薬剤師の署名又は記名押印

- (2) 調剤済処方箋の「備考」欄又は「処方」欄の記載について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 処方箋を交付した医師又は歯科医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容の記載がない。
- ② 不要な事項の記載

3 処方内容に関する薬学的確認

- (1) 処方内容について確認を適切に行っていない (処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。) 次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法、用量で処方されているもの
- ② 漫然と長期にわたり処方されている医薬品があるもの
- ③ 重複投薬が疑われるもの

4 処方内容の変更

- (1) 処方内容の変更について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 処方内容の変更を処方医に確認することなく行っている。

Ⅲ 調剤技術料に関する事項

1 調剤料

(1) 調剤料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 内服薬につき、2剤とすべきところ、1剤として算定している。
- ② 内服薬につき、1剤とすべきところ、2剤として算定している。
- ③ 処置にあたって使用する薬剤について算定している。

2 調剤技術料の時間外加算等

(1) 時間外加算等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 休日における緊急医療の確保のために調剤を行っている以外の理由により常態として又は臨時に休日に開局している保険薬局の開局時間内に調剤を受けた患者について、休日加算を算定している。

3 自家製剤加算

(1) 自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤録等に製剤工程の記載がない、又は不十分である

Ⅳ 薬学管理料に関する事項

1 薬剤服用歴管理指導料

(1) 薬剤服用歴管理指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 次の項目について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切な例が認められた。

ア 薬学的管理に必要な患者の生活像

イ 服薬状況（残薬の状況を含む。）

ウ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）

(2) 薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 次の事項の記載がない、又は不十分である。

ア 患者の基礎情報（氏名、生年月日、性別、被保険者証の記号番号、住所、必要に応じて緊急連絡先）

イ 処方及び調剤内容等（処方内容に関する照会の要点等）

ウ 患者の体質（アレルギー歴、副作用歴）、薬学的管理に必要な患者の生活像及び後発医薬品の使用に関する患者の意向

エ 疾患に関する情報（既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む。）

オ 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取等

カ 服薬状況（残薬の状況を含む。）

キ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）及び患者又はそ

の家族からの相談事項の要点

ク 服薬指導の要点

ケ 手帳活用の有無（手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無）

コ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点

② 二本線で抹消したのではなく、修正テープにより修正している。（修正前の記載内容が判読不能である）

③ 服薬指導は、処方箋の受付の都度、患者の服薬状況、服薬期間中の体調変化を確認し、新たに収集した患者の情報を踏まえた上で行うものであり、その都度過去の薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直すこと。また、確認した内容及び行った指導の要点を、具体的に薬剤服用歴の記録に記載すること

(3) 居宅療養管理指導費を算定している月に薬剤服用歴管理指導料（薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷による臨時の投薬が行われた場合を除く。）を算定している不適切な例が認められたので改めること。

(4) 手帳を持参している患者に対して、薬剤服用歴管理指導料の「注1」ただし書の点数を算定している不適切な例が認められたので改めること。

2 薬剤情報提供文書

(1) 薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 一律に薬剤の情報提供を行うのではなく、患者個々の状況等に応じて unnecessary 部分は末梢するなどして提供すること。

② 次の事項の記載が不十分である。

ア 用法

イ 効能、効果

③ 後発医薬品に関する情報について、該当する後発医薬品の薬価基準への記載の有無の記載がない。

3 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳

(1) 薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 手帳に次の事項の記載がない、又は不十分である。

ア 必要に応じて服用に際して注意すべき事項

4 かかりつけ薬剤師指導料

(1) かかりつけ薬剤師が行う服薬指導等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 服薬指導等について、薬剤服用歴の記録に記載していない。

5 特定薬剤管理指導加算

(1) 特定薬剤管理指導加算の算定において不適切な例が認められたので改めること。

① 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されているにも関わらず、そのすべ

てについての必要な薬学的管理及びその指導の要点について薬剤服用歴の記録への記載がない、又は不十分である。

- ② 対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び指導の要点の記載がない、又は不十分である。
- ③ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合、特に重点的に指導した内容の記載がない、又は不十分である。
- ④ 薬剤服用歴の記録に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない、又は不十分である。

6 麻薬管理指導加算

(1) 麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴の記録に指導の要点の記載がない、又は不十分である。

7 乳幼児服薬指導加算

(1) 乳幼児服薬指導加算の算定において不適切な例が認められたので改めること

- ① 薬剤服用歴の記録・手帳に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載がない、又は不十分である
- ② 薬剤服用歴の記録・手帳に乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他必要な事項等の記載がない、又は不十分である。

8 重複投薬・相互作用等防止加算

(1) 重複投薬・相互作用等防止加算の算定において不適切な例が認められたので改めること。

- ① 残薬調整に係るものの場合であるにもかかわらず、残薬調整に係るもの以外の場合にて算定しているもの
- ② 薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載がない、又は不十分である

V 調剤報酬請求

1 調剤報酬明細書の記載

(1) 一包化加算の算定にあたり、次の不適切な例が認められたので改めること、

- ① 服薬時点に重なりがあるにもかかわらず「包」の記載がない。
- ② 服薬時点に重なりがないにもかかわらず「包」の記載がされている。

VI 事務的事項

1 届出事項

(1) 次の届出事項の変更が認められたので、速やかに関東信越厚生局長に届け出ること。

- ① 開局時間の変更
- ② 休業日の変更

③ 保険薬剤師の異動

2 標示・掲示事項

(1) 局内掲示について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 明細書の発行状況に関する事項を掲示していない。